資格チャレンジ助成金制度概要

1. 対象者

■講習等受講時から助成金支給時まで島根建連の組合員(組合員名簿に記載・登録されている方)である方。

2. 内容

- ■資格取得のため、別紙に定めた検定・講習等を受講し、合格・修了したことに対する助成金制度として創設。
- ■受講料に関係なく、合格・修了者に「一律 3,000 円」を支給する。また、40 歳未満の組合員(40 歳未満とは、講習会受講日時点においての年齢とする)については、1,000 円追加して 4,000 円を支給する。
 - (例1)組合員45歳の場合:3,000円
 - (例2) 組合員30歳の場合:3.000円+1.000円=4.000円
- ■対象項目については、別紙「資格チャレンジ助成金制度対象項目案一覧」参照。なお、対象項目については、希望の多いものは、その都度追加し制度を充実させる。

3. 対象期間

■該当年度4月1日~翌年3月31日

4. 申請方法

- ■申請は、各支部へ所定の用紙と添付書類(合格・修了証など資格を取得したことがわかるものの写し)をあわせて提出する。
- ■一人年度内1回まで申請可能とする(※2016年4月、2回→1回に改正)。
- ■申請書類は、組合員個人からも提出しやすいように FAX でも可能とする(但し、氏 名欄の押印は必要)。

5. 支給方法

- ■支給は、申請者が組合口座と個人口座を選択できるようにする。
- ■個人口座の場合、振込手数料は組合員(申請者)負担とする(振込手数料を差し引いた額を支給)。
- ■組合口座の場合は振込手数料なし(建連負担)。
- ■送金は、毎月 20 日締め、月末払いとする。20 日が休日(土・日・祝日等)の場合は、翌就業日となる。
- ■支給通知は、組合口座の場合、提出された申請書に支給日・支給額を記入したものを支給通知書とし、組合へ FAX または電子メール(パソコン宛)で通知する。個人口座の場合は、個人の希望により、組合同様、申請書に支給日・支給額を記入したものを FAX または電子メールで通知する(携帯メール希望者には、支給日・支給額を記載したメールを希望アドレスへ送信する)